慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧洲関税政策の現状
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.5 (1909. 6) ,p.623(81)- 635(93)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090601-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

せて行く。大學卒業生は癒て卒業證書を抱き、恩賜の時計を懷中にカチツかせながら路傍に飢ゆるの時期が到來するであろう。

○瀆職代議士の續出

砂糖戻稅法といひ、官營法といひ將た又屠場法といひ之に坐して拘引せらる代議士數名を出すに至つたのは、今更ながら吾が代議士諸氏の無節操なるに驚かざるを得ぬ。然も斯くの如く瀆職代議士を頻出するは偶々以て吾が國民一般が政治に對して冷淡であつて毫も其趣味を解して居らんことを證するものである。一般選擧人は殆ど自己の選出する代議士其人の人物性行を知らず、唯だ一時の勸說に動かされ甚しきは數片の黃白に心動きて無意義なる投票をなすのである。憲政の美果は堅實なる政治思想を有する國民を有せざる所に實る可きものでない。腐敗した選擧民の選出した代議士に淸節を期待することは到底不可能である。人は代議士の無節操を攻むる前に須く先づ國民に向つて政治思想の涵養を鼓吹す可きである。

雜錄

歐洲關稅政策の現狀

小倉和市

通商航海條約改訂の機は今や眼前に迫り、帝國が採用す可き關稅政策の根本主義に關する研究は避く可からざる緊急の問題となれり。帝國政府は此必要に應ぜんが爲め曩きに一の有力なる委員會を組織せるが民間の學者又は實際家にして此問題に關して其所見を開陳せるものも亦少なからず。此時に當り現時歐洲諸國が採用せる關稅政策の主義如何を觀察するは決して無用の業に非ざる可しと信ずるが故に予は米國評論の論評が報ずる所により左に其要領を紹介せん。

一 佛國

佛國現行の關稅法は千八百九十二年の制定に係り之を合衆國のディングレー法に比するときは其古きこと五年、制定以來年を閱すること實に十有七年の久しきに及び、關稅法の生命としては決して短命なりと云ふ可からず。故に過去十年間之が改正を要求するの聲は日に益々喧しく、今日に於ては最早一刻も其改革を躊躇す可からざるに至れり。

千八百九十二年制定の佛國關稅法は主として農民階級の利益を保護するの目的を以て制定せられたるものにして、佛國農業社會今日の隆盛は實に此保護制度の結果なりと稱せらる。近年に至る迄佛國の製造業者は唯所謂平々凡々自然の命に維れ從ふが如き狀態にありしが、今や彼等は保護の思典に浴するの正當なるを信じて之を主張するに至れり。之れ關稅法の改革を要求するの聲が主として製造業者より出つる所以にして、若し現時開會中にある佛國々會にして關稅に關する立法上の改革を行たひりとせば之れ一に產業社會の利益が勝を制したるの結果なりと斷定するも決して誤謬に非ざる可し。

産業社會の請願を採用して佛國代議院は千九百〇六年七月二日關税委員會設置の決議を通過せり。同委員會の目的は關税法改革の問題を討究して現今の税目を擴張し、工業中其設立の日尚淺くして其基礎未だ確實ならざるもの、製産品を包羅せしめんとするにあり。固より現行法は其制定以來日を經ること多くして時世の進歩と産業界今日の狀勢とに適せざるもの少なからざるが故に早晩之を改正せざる可からざるは何人も疑はざる所なり。

前述の決議に基きて十七名より成れる一の委員會は組織せられ、ロッツ氏を委員長に、チエーリー氏を副委員長に、ジアン、モーレル氏を書記に擧げたり。同委員會は直ちに其調査に着手し、諸種の記錄、請願書及公文等を蒐集せるのみならず、或は各別に或は共同に國内樞要の地點を周遊して商議會を開催し重要なる製造業者の代表者及び一般公衆の竟見を徵する等有らゆる手段方法を盡し、約十二ヶ月を經て本年の初めに至り漸く議院に報告するの運びに至れり。

吾人は同委員會の起因、其組織及び委員の人物等より推斷して其調査報告の大に保護的のものなるを想像するに難からざるなり。固より同會の委員は皆誠實勤勉の士のみなるが故に同會設置の趣旨に基き忠實なる調査を重ねしは疑なしと雖も其報告は概して良好なるものと云ふを得ざりき。元來同報告は主としモーレル氏の熱心なる主張に基き餘りに保護主義に傾きしが爲め自由貿易論者の反感を挑發したるのみならず公平寛大なる觀察者にさへ不快の感を與ふるに至り、爲めに政府及び立法府の間に無益なる衝突を惹起するに至りき。此報告書に添附して縷々數萬言に渉れる關税改革案を提出せるが之れ其後直ちに議院の議に附せられたる恐る可き關税法案の基礎をなすものなり。

同法案の根本の目的は一般産業社會殊に工業社會の要求に應じて大に保護の實を擧げんとするものなるは明らかなり。同法案中現行法律より税率を低減せるものは極めて少なく、其低減せるものは

殆んど全く佛國の生産業に必要なる原料品若しくは半製品に限られたり。加之千八百九十二年の法律によりて佛國が採用せる複關税率制度詳言すれば一般的若しくは最高税率と特殊的若しくは最低税率とを規定せる制度は其成績見る可きものありとなし今後と雖も繼續せらる可きものとなせり。其目的は佛國に對して最惠國の待遇を與へざる外國をして佛國に於て他の諸國と等しく最低税率の利益を享受せんが爲めには特に交渉談判を經ざる可からざらしむるにあり。現今此最高税率全部の適用を受くるものは獨り葡國あるのみにして、合衆國及び加奈太に對しては未だ特殊の協定を經ざる商品に對してのみ適用せらる。

米國に對しては千八百九十八年五月及び千九百〇二年八月の協定により米國に於て生産する罐詰、肉類、日常の食用に供する果物類、木材等に對し最低税率の特典を與ふることとなりしが、千九百〇七年國務卿ヘー氏とジユッセルラン氏との間に締結せる取極書によりて千九百〇八年二月一日以來更に此特典を米國に於て生産する珈琲、ココア、チヨコレート嗜尼拉及び諸種の鑛油に及ぼせり。左れと佛國と加奈太との間にありては千九百〇七年九月十九日調印佛加互惠條約に基き、加奈太は合衆國より佛國に輸入するときは重税を支拂はざる可からざる諸種の商品に付きても若し加奈太に於て生産せるものなるときは最低税率の特典を享受することとなれり。之が爲め佛國農民は加奈太の製造品を使用するときは米國の製造品よりも苅取器一個に付きて三弗八十六仙、捆抱機一個に付きて八弗二十仙廉價に購ひ得ることとなれり。斯く輸入税の點に於て不均衡あるのみならず、合衆國に於ては鋼鐵、木材、石炭及び勞働賃銀等加奈太に比して遙かに高價なるが故に若し此狀態にして繼續せんが合衆國の農具製造業中遂に全く加奈太の爲めに壓倒せらるゝものあるに至らん。

以上は現今問題となれる佛國の關税法案が合衆國に對して如何に重大なる影響を及ぼすかを説明せる一例に過ぎずして、問題の要點は税率を課せら

るゝ物品が一般に增加したるの事實なりとす。巴里に於ける有力なる一商人ジュリヤン、ヘーム氏が同委員會報告の要領を指摘したる所によれば、其最高稅率表中には稅率の新たなるもの四十八。新に有稅品中に加へられし者は百六十三にして何等稅率の變更を受けざるもの百九十五、稅率を增加せられたるもの八百六十六、之に對して稅率の減少せられたるもの僅々七種に過ぎず、更に最低稅率表中にては稅率の增加せられたるもの八十六稅率の減少せられたるもの十二なりと云ふ。同委員會の計畫が果して如何なる運命に遭遇す可きやは下の三個の理由あるにより大に疑問なりと云はざる可からず。卽ち(第一)此法案に對しては全部又は一部に反對する有力者あるなり、輸出業者は公然之れに反對し其反對運動委員は旣に商務省を包圍しつゝあるなり。巴里の商賈は若し同法案にして通過せば巴里を中心とせる佛國の婦人衣裝市場は破滅に終る可しと豫言せり。カレーに於ける機業者は其使用する絲類が實價の六割に達せる重稅を課せらるゝに反對す。マーセーユに於ける石鹼及び油類製造業者は胡桃、原油及び製油對する課稅に反對して盛に政府に迫る所あるのみ、原料にならず、商務大臣は該委員に對し政府も亦斯かる課稅に反對の意嚮を有するものなる旨を通告せり。ボルドー、ハーブル、リモージ、ニース其他の土地に於ける商業會議所は手袋、組絲、香料、玻璃器及び陶器の製造業者を代表して反對運動に勢援し、斯かる稅課の結果は遂に合衆國をして佛國の製造品に對し報復的の重稅を課せしむるに至る可しと絕叫せり。加之諸種の經濟學協會は之を以て一般消費者の利益に反し彼等の生活費を增加せしむるものなりとなし切りに其非理なるを指摘しつゝあるなり。

此法案に對する(第二)の反對理由は若し斯かる稅法にして採用せられんが佛國の對外貿易をして甚だしく混沌たる有樣に陷らしめ、諸外國との間に致命的關稅戰爭を惹起し、殊に英獨其他の重要國家に對し甚しき不利を與ふるの結果に至る可しと

の懸念なりとす。

(第三)の重大なる理由は現時佛蘭西共和國の遭遇せる財政窮乏の狀態なりとす。政府は財政上巨額の缺陷を補充せんが爲め千九百〇九年には一二、〇〇、〇〇〇弗の大藏省證券を發行せざる可からざるに至れり。加之千九百十年度の經常豫算は新たに計畫せられたる老年勞働者及び國有鐵道に使役せる勞働者の恩給基金制度より生ぜる歲出額三七、八〇〇、〇〇〇弗の外四五、六〇〇、〇〇〇弗の不足額を示せり。固より本年三月九日代議院を通過せる所得稅法案にして幸に元老院の採納を得ば著しく同共和國の國庫制度は改善せられ國庫の收入は增加す可しと雖も、之が爲め毫も關稅收入の必要を減ずるとなく、關稅法の問題は依然として同國財務行政上の一難關たるを免かれざるなり同法案が確定法律となるや否やは問題なりと雖も、何れにするも本年又は近き將來に於て佛國關稅法に急激なる改革を見るとあらば其改革は決して現行關稅率を低減するものに非ずして寧ろ增加するものなるは疑なき所なり。之れ佛國が未だ根本的に保護主義を維持し。其政策は今後と雖も長く繼續せらる可きことを證明するものなり。

二 獨逸

佛國に次ぎて近年關稅政策の問題が著しく一般の注意を喚起するに至りしは獨逸なりとす。唯獨逸に於ては關稅問題の論議は表面に顯はるゝとなくして其結果の如きも未だ比較的不確定の狀態にある點に於て佛國と異なるのみ。獨逸も亦財政上の窮乏に苦き經驗を嘗めつゝある强國の一にして、千八百七十年代の初期に於る帝國の豫算は七五、〇〇〇、〇〇〇弗に過ぎざりしも本年に於ては實に六〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の巨額に達して國債の增加は驚く可きものあり。之が爲め旣存の收入財源にては帝國財政の將來を處理すること絕對に不可能なるに至れり。斯くて財政上の破綻は遂に免かる可からざるものなること年を逐ふて明白に趨きつゝありしが、過去數週間に至りて其破綻は政

府と帝國議會に於ける反對諸黨派との間の軋轢の形式に於て顯はれたり。卽ち直接の衝突は(一)瓦斯、電氣、新聞紙、引札廣告に對する課稅(二)政府が酒精の製造及び販賣に關し一部の專賣を營むの計畫、(三)煙草、麥酒、葡萄酒に對する稅額の增加及び(四)直接相續卽ち死稅の賦課によりて國庫の爲めに一二〇、〇〇〇、〇〇〇弗の增收を得んとする政府の提案を可決す可きや否やの點に關して顯はれたり。

上述せる所によりて明らかなるが如く政府の提案には何等直接に關稅問題に影響を及ぼすものなしと雖も、帝國議會に於ける討論及び其後全帝國に蔓延せる運動に於て關稅問題は屢々劇烈なる討論の目的物となれり。蓋し議論の岐かるゝ所は直接稅を採用す可きや將た間接稅に據る可きかの點なりとす。政府は保守黨、僧侶黨の大部分及び急進黨の多數に支持せられて間接稅を採用せんとす。之れ今後と雖も財源を關稅及び內國製品又は特許權の許與等に對する課稅に求むるの策を維持せんとするものなり。之に反して社會民主黨及び急進黨の大多數は保護主義を有する國民自由黨及び僧侶黨の一部分と共に飽く迄直接稅の大主義を維持せんとするものなり。彼等は現行の國內物產稅及び保護稅主義の制度は漸次に之を廢止し所得稅、資本稅、相續稅等を以て之に代へざる可からとずなし、之を以て公費の負擔を分配するに最も公平なる方法なりと主張するものなり。

何れにするも保護主義は歷史的に永く獨逸民族の腦裡を支配せるものにして時に多少の例外なきに非ざりしも今日に於ても遽かに此主義を拋棄し又は著しく改變せざる可からざる特殊の理由あることなし。獨逸の產業界が今日の旺盛を極むるに至りしは果して保護政策の賜なりや否やは暫く措き、獨逸經濟社會の意嚮は今も尙保護政策の維持繼續を欲するものなるは動かす可からざる事實なりとす。故に獨逸帝國に於ける關稅問題の焦點は未だ近き將來に於ては依然として農業と製造業との產出物に對して如何なる割合にて稅金を賦課す

可きやの點にありて決して保護政策と自由貿易政策との爭に非ざるなり。

政府は能く現狀に滿足せるが故に國庫の必要を充たすに足る可き有らなる方策の失敗したる後に非ざれば決して如何なる關稅上の改變運動にも加擔せざる可し。現行の複關稅率制度は所謂專門家の立法とも稱す可きものにして內國の適材二十名より組織せる委員會は普く農商工各社會の利害を比較參酌し五ヶ年の星霜を費やして漸く一の基本案を作成し、更に帝國議會に於て數ヶ月に涉れる愼重なる討議を經て千九百〇二年に至りて始めて確定せるものなり。人或は此法律を以て農業社會の利益を偏重するの譏を免かれずとなすものありと雖も、兎に角過去三十年間に於て制定せられたる歐洲諸國の關稅法中嶄然頭角を顯はすものと云ふ可し。

三 英國

全世界を通して關稅問題の現狀を達觀するに當り最も著しく觀察者の視聽に觸るゝものは自由貿易主義が其開山たる英國に於て猛烈なる批難攻擊を受くるに至りたるの一事なりとす。英國に於て保護主義の政策を採用せんとして起れる關稅改革の運動は其開始以來年を閱すること僅々五六年に過ぎず。千九百〇三年、時の殖民大臣ジョセフ、チェーンバレンは內閣より退きて公職の責を脫し、猛然として所謂關稅政策に關する國民敎育の大運動を開始せり。當時氏か主張の要領は(一)外國より輸入する穀物及び麭粉に對しては一クオター毎に二志の稅金を課し肉類及び牛酪乾酪等に對しては五分、製造品に對しては一割の關稅を課すること(二)茶に對しては四分の三、珈琲、砂糖及ココアに對しては二分の一の減稅をなすこと。(三)英國の殖民地より輸入する物品に對しては之等の新稅を免除するの特典を與ふるとなりき。

チェーンバレンの提案に次ぎて千九百〇四年に至り五十二名の委員より成れる關稅委員會は組織せられたり、其目的とする所はチェーンバレン氏の

提出に係る問題を研究し、若し之を實行するときは現狀に如何なる影響を及ぼす可きや又相牴觸せる諸種の利益を調和せんとするには好策良案なきかを調査するにあり。同委員會は五ヶ年の日子を費やし聯合王國の各部に於ける製造業者及び工業團體より約一萬五千に近き參考書類を蒐集せるのみならず、國内の重要なる職業の代表者約四百人を召見して口頭上の證憑を提出せしめ、且つ特別委員會は農業社會の利益を精査せんが爲め親しく百四十七人の證言を聞き實際耕耘に從事する農夫及び農業に關する諸團體より二千百三種の記錄を徵集せり。

斯くて同委員會は各國の商業及び關稅制度に關する無數の記錄を蒐集したるのみならず、今日に至る迄十二個以上の重要なる職業に付きて其調査の結果を公にせり。最近の報告は機械製造業に關するものにして此報告によるときは十五年以前にありては英國より輸出する機械の價格は他の重要なる競爭國六ヶ國の輸出總額よりも五、〇〇〇、〇〇〇弗多かりしが現今に於ては六大國輸出の總額は英國の輸出額に優ること一七、〇〇〇、〇〇〇弗なりと云ふ。加之米國に於て生産する或種の物品例令ば苅取機の如きは英國の國内市場國に於てすら供給總額の九割五歩を占むると云ふ。同委員會最終の事業たる總報告書は今や殆んど其編纂を終了したれば其公表は遠きに非ざる可し。各國は非常なる興味を以て其公表の日を待ちつゝあるなり。傳ふる所によれば同報告はチェーンバレンの理想たる保護政策の方向に大に其歩を進めたるものなりと云ふ。

鋭利周到なる觀察眼を有する識者は(一)聯合王國の全般に渉りて顯著なる社會上及び經濟上の萎縮及び(二)日々益々政府の苦戰惡鬪を招致しつゝある財政上の困難の爲め英國は已むを得ずして從來常に排斥したる保護政策に依らざる可からざるに至る可しとの意見を有す。數週以前クローマー卿が此問題に付きて公言せる所は能く此間の消息を漏すものなり。曰く「ロイド、ジョージー氏の公

示せざる可からざる所は自由貿易の主義を破壞することなくして氏は如何にして自己の施政の結果として發生せる重大なる負擔を處理せんとするものなるかの點にありとす」と。英國に於ても獨米の諸國と同じく歳出入間の不均衡は日々益々其度を增さんとし、本年二月十六日開院式の詔勅に於てすら財政問題は本會期に於て最も重要視せざる可からざるものなる旨を宣示せられたり。本年三月三十一日を以て終結せる歳計年度の決算によれば國庫の缺陷は實に二〇、〇〇〇、〇〇〇弗を算し、次年度に於ては養老金、官吏の增俸、無職者の救助其他の避く可からざる需要の爲め歳出額は更に一五、〇〇〇、〇〇〇弗を增加す可しと云ふ。

自由貿易論者の最も懸念に耐へざる所にして、然かも關稅改革論者の最も希望を屬する所は、一方に於ては歳出の重荷は年を逐ふて加はると同時に他方に於ては市場の減退、工業の衰微、及び無職者の恐迫により止むを得ずして英國は保護主義の軍門に降服するに至らざることなきやの點なりとす。予は英國が遽かに斯の如き慘境に沈溺す可しとは信ずる能はざれども全般の狀勢が上述の傾向を有するは疑ふ可からざる所なりと信ず。

四 露國

全歐洲に於て系統連綿保護政策に執着して動かす可からざる國家を露國なりとす。露國は前世紀の中頃に西歐の天地を風靡したる商業上の自由主義に影響さるゝことなくして頑然として關稅の障壁を死守し且つ其の範域を擴大せり。唯最近二十年間に於て主として獨逸産業界の發達に基きて生じたる國情の變化に伴ひ手段として多少保護主義に制限を加ふるに至りたるのみ、千八百九十三年に至り露國は單一關稅率の制度を拋ち、前年發布せられたる佛國の關稅法に倣ひ複關稅率の主義を採用せり。茲に於て近年の關稅戰爭中最も顯著なる露佛關稅戰爭は開始せられ、露國は獨逸に對して最高關稅率を適用し、獨逸は之が報復として露國に對しては其關稅率を五割方引上ぐるに至れ

り。

千八百九十四年二月十日に至りては關稅上の平和條約は締結せられたり。同約款によれば露國產の麥穀は依然獨逸に輸入せらるゝの餘地を殘存せしが故に獨逸農民に對しては十分の滿足を與ふること能はざりしも工業者は擧て此協定に滿足せり。露國は獨逸より最惠國約款の適用を受くると同時に獨逸は鐵、及物、機械、及び織物等百三十五種の品目に付き露國最低關稅率より一層輕減せる關稅率を適用せらるることとなれり。左れど千九百〇三年獨逸の關稅法改革に於て農業者勝を制し、政府は露國より輸入する麥穀各百キログラムに付き五麻以下に其關稅を引下ぐことを得すとの條項を設けて政府の手足を拘束するに至りたるが爲め露獨關稅戰爭は何時再開せらるゝや殆んど豫知す可からざるなり。玆に於て露國は緩急に應ぜんが爲め既に千九百〇四年に於て獨逸に對する一武器を案出し海上よりする輸入（主として英米よりするもの）と陸上よりする輸入（獨逸國境よりするもの）とを區別し後者に對しては前者に對するよりも五分の一乃至四分の一高率の關稅を課することとなせり。要する露國は近き將來に於ては決して保護政策の軌道を逸することなく、必要に應じては大規模の報復政策を行ふも決して辭する所に非ざるなり。

五　墺匈國

墺匈國も亦露國の如く本來頑强なる保護主義の國なれども千八百七十年代に於て少時殆んど絕對なる自由貿易主義を採用したることありき。左れど千八百七十八年の關稅法を以て綿織物、毛織物及び絹織物に對し關稅を增加して以來忽ち絕對なる保護主義の舊制に復歸したり。元來墺匈國が一時自由貿易主義を採用したるは匈牙利の輸出業者の利益を尊重したるに因る者なるか其後匈牙利の農民階級は著しく發達し、彼等は國家が食料品及び原料品の供給市場として彼等の爲に國內市場を留保せんことを要求せるに至れるが故に、千八百八十

年に至りて匈牙利は自ら進んで保護政策を採用するに至れり。殊に當時墺國に於ては幼稚なる內國產業を保護して之を發達せしめんとの希望ありしが故に千八百八十二年の關稅法は更に之を高めたり。其後墺匈國の關稅狀態は一の重要なる事情の爲めに大に其紛糾の度を增すに至れり。卽ち一方に於ては墺國の製造業者は工業品に對しては大に重稅を課し農產物に對しては稅率を輕減せんと冀ふに反し、他方に於ては匈牙利の農民は之と正反對の施政を要求するが故に兩者の間に到底牴觸あるを免かれず。近來同國內に發生せし雜多の紛擾は遠く其根源を繹ぬるときは皆此關稅政策に關する意見の相違に基因せざるものなし。左れど千九百〇八年一月一日以來墺匈兩國間に其效力を發生したる「財政上の妥協」により千九百十七年に至る迄兩國の通商條約を統一したるが故に多少互讓和親の效果を生ずるなる可し。要するに墺匈國は保護政策に執着すること露國の如く甚だしからざりしと雖も、今日に於ては苟くも自由貿易主義の臭味を有する關稅政策に對しては斷乎として反對するものなり。

六　伊國

伊國に於ても墺匈國に於けると等しく保護主義の關稅政策は凱歌を奏せり伊太利王國の建設より千八百七十五年頃に至る迄伊國は寧ろ自由貿易主義の方嚮に趨きつゝありしことは千八百六十一年の一般關稅法及び當時諸國と締結したる通商條約に徵して明らかなり。左れど國費は著しく膨脹し歲入增加の途之に伴はざりしが爲め遂に關稅收入に訴ふるの已むを得ざるに至れり。加之農業社會は內には連年不況を呈せるあるのみならず、外には露國及び合衆國より競爭を受くるの恐ありしが爲め、千八百七十七年一般稅法改革の機に乘じて重要輸入品に對して二割乃至十割の增加稅率を課するに至れり。爾後國內の不景氣と財政上の缺陷は依然繼續せしが爲め此問題を研究するの目的を以

て特に組織せられたる委員會の保護主義の提案に基き千八百八十七年新關稅法を制定せり。此法律は保護主義を表明すること最も著しものにして平均稅率は實に六割の高きに達せり。

同法の最も直接の結果は佛伊關稅戰爭にして同戰爭の爲め兩國の損失は實に六〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の巨額に達せりと云ふ。間もなく反動は起り南部地方の農民は漸く自己が政府に强請したる施設の不適當なりしを覺りて之を悔ふるに至れり。玆に於て伊國は止むを得ず千八百九十二年に至り獨、墺及瑞西の諸國と通商條約を協定し之によりて其稅法中峻酷なる部分を緩和せり。千八百九十九年に至り佛伊間に新條約は締結せられ、絹織物及び絹製品を除きて互に最惠國條款の特典を與ふることを協定せしも兩國間の通商は豫期したる程發達するとなかりき。伊國の保護政策が其國內工業の活況を維持するの效力ありしは一般に認めらるゝ所なるも、全般の上より觀察して果して好良の結果ありしや否は屢々激論の種となれり。左れ國財政の現況上保護政策を拋棄するは到底不可能なるは明らかなりとす。

七 其他の諸國

其他の歐洲諸國に於ても亦保護主義は再び勢力を得たるもの、如し。西國は千八百七十七年以來絕對的に保護主義を採用せり。葡國は近頃其外交代表者に對し通商條約締結の談判に際しては現行關稅率より一割乃至三割の減率をなすことを得るの權能を與へたりと雖も其保護主義者たるの點に於ては敢て從前に異なることなし。瑞典諾威は千八百八十八年以來保護主義を採用し瑞西も亦千八百八十七年乃至千八百九十一年以來は穩當なる保護主義者なりとす。

和蘭及び白國は今尙其半世紀以前に樹立せる自由貿易の主義を維持するも彼等と雖も今や絕對に其主義に固着すること能はざるに至れり。獨り本年の初頭より實行せられたる丁抹の新關稅法は從來の法律に比して一割五步乃至二割の減率を示せるど同も此場合に於てすら減率は主として原料品若しくは半製品に關するものなるを以て之を以て自由貿易主義が其本來の性質に基きて勝利を博したるものと云ふことを得ざるなり。（完）

看却せられたる經濟學上の緊要問題

三邊金藏

右は「十九世紀」所載マルボク氏の論說を譯せるものなり

（一） 眞理闡明補助としてのカールマルクスの謬說

正統派基督敎會の信仰個條は異端邪說を辯駁する必要に驅られて其精密を加へたりとは吾人の屢聞く所にして亦た首肯するに足る說なり蓋し謬說一定の形を取るに至りて後初めて深く其泉源に溯りて其由來を探り然る後之に代ふるに明確眞實なる正義を以てするの必要を生ずればなり。

夫れ然り然れども如斯は啻に神學に於てのみ然るにあらず經濟學に於ても亦た其例を見るなり、經濟學の初めて特殊の位置權威を得て所謂正統派的者は社會主義者の非難して或は資本家的と呼び或は市民的と稱する所の形體をなすに至るや其說明者は恰かも應用化學を研究する者が自然の秩序は自然の秩序として其儘に之を措くが如く產業制度は旣成のものとして深く之を研究せず唯其下に生じ來る問題に對して解答を與ふるを以て其主たる目的となしたりき、然れば實際問題に對しては彼等の爲す所能く其目的に添ふて餘れども一度彼等が斯く無頓着に看却し去れる根本問題に亙りて論爭を惹起し彼等が必然的のもの永久的のものとなせる者は偶發的一時的の者なりとし正統學派經濟學者が立てたる原則其ものより直ちに彼等が夢想だもせざりし結論を繹き來る異端說の現れ來るあらば彼等の論據は自ら亂れざるを得ざるは自明の理にして實に又たアダムスミスの富國論出でより後約百年カールマルクスが其嘆美者が仰ひで以て今日科學的社會主義の名稱の下に種々なる狀態